

旅行業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、旅行業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十二号）の施行に伴い、並びに旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十五第一項及び第二十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「主催旅行」を「企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）」に改め、同条を第五条とする。

第三条第二項第一号中「一般旅行業務取扱主任者試験」を「総合旅行業務取扱管理者試験」に、同項第二号中「国内旅行業務取扱主任者試験」を「国内旅行業務取扱管理者試験」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法第二十二條第三項の規定により納めなければならない国土交通大臣が行う旅程管理研修の手数料の額は、三万七千六百円とする。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(登録研修機関の登録の有効期間)

第三条 法第十二条の十五第一項の政令で定める期間は、三年とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、旅行業法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

(中小企業等協同組合法施行令の一部改正)

第二条 中小企業等協同組合法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中「主催旅行」を「企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。)」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部改正)

第三条 中小企業団体の組織に関する法律施行令(昭和三十三年政令第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十号及び別表第二第二十号中「第一条の十一各号」を「第十二条各号」に、「主催旅行」を

「企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部改正）

第四条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第十三号中「第二条第四項に規定する主催旅行」を「第四条第一項第四号に規定する企画旅行」に改める。

（労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令の一部改正）

第五条 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令（平成四年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号ホ中「主催旅行」を「企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）」に改める。



## 理由

旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴い、登録研修機関の登録の有効期間を定める等の必要があるからである。